



【 鈴木 茂 プロフィール 】

- ・昭和30年生れ。
- ・大石小・中学校、熊谷高等学校、明治大学法学部卒業。
- ・大宮市立（現さいたま市）春里・泰平・指扇中学校教諭。
- ・大石小・中学校 PTA 会長。
- ・全埼玉私立幼稚園連合会理事。
- ・上尾市議会議会報委員長

【 現在 】

- ・上尾市議会議員（無所属） 総務常任委員会所属
- ・(学) 浅間台幼稚園園長
- ・上尾私立幼稚園協会副会長。
- ・(社) 特別養護老人ホーム「バストーン浅間台」理事長

問い合わせ先 後援会事務所 〒362-0073 上尾市浅間台 2-18-3
TEL 048-771-7656 FAX 048-774-5880 E-mail info@asamadai.ed.jp
浅間台幼稚園 〒362-0076 上尾市弁財 2-5-3 TEL 048-774-1046

みなさん今日は。上尾市議会議員 鈴木 茂です。12月1日から12月19日まで上尾市議会定例12月議会が開かれていましたのでその主な内容をご報告させていただきます。

< I > 「高齢者の生きがい・社会参加の推進と子育て支援について」

- (1) 定年後の高齢者が生きがいを持って生活する事はとても大切であり大いに社会参加を推奨すべきと考えるが、市はどのような社会参加の道を提示し、どのような方法で推奨しているのか？

回答:上尾市においては、地域の人々、身近な人などとの間の助け合いによる「互助」の考えのもと、社会参加の醸成を図ることが重要であると考えている。このため、元気な高齢者については、今後、地域の住民活動の支え手側に回ることも想定されている。

- (2) 中妻地区の自主防犯ボランティアの会は平成15年に設立され地元の小中学校の登下校の声掛け等を行っているとの事。どこの地区にもこのような会があるのか、またその活動内容は？

回答:市に登録している自主防犯ボランティア団体は、現在110団体、3,030人。登下校の見守り、町内の防犯パトロール、振り込め詐欺防止、青色防犯パトロールカーなどの活動をしていただいている。

- (3) 朝の旗当番は、保護者の輪番制で行われているものだと思うが、シングルマザーの家庭等では、これもかなりの負担に感じている方もいるのではと想像する。そのような家庭に代わって元気な高齢者が旗当番をすれば高齢者の生きがい作り・社会貢献と若い人への子育て支援ができて良いと思うが？

回答:各学校では、PTAや学校応援団が、学校の実情に応じて、児童・生徒の安全を見守っている。今後も、地域の高齢者の方々から積極的に、お力添えを頂ければと考えている。

- (4) 元気な高齢者が子育て支援や若者支援をする組織を作ってはどうかと思うが考えは？

回答:上尾市内には、高齢者支援や地域の活動、子育て支援など、様々な目的を持った組織が活動を行っている。これらの活動には、現在多くの高齢者も参加していただいている。今後、高齢者の増加が見込まれる中、元気な高齢者につきましては、生きがいづくりの観点からも、よりこうした活動に積極的に参加していただきたいと考えており、そのための働きかけにも努めていきたい。

- (5) 市内の子ども会の現状は？

回答:上尾市子ども会育成連合会に所属する子ども会が78あり、市内の小学生12,240人のうち7,208人と約6割の子どもが加入している。しかし、子ども会の会議は夜に行われる事が多く、小さなお子さんを持つ家庭には負担が大きいと、役員の手不足などにより、会員数が減少傾向にあり、

解散や活動を休止している単位子ども会もあるといった問題も存在していると伺っている。

- (6) 浅間台地区では会長、副会長、大石地区への役員等はシニア（子ども会OB）の方をお願いした所、会員数が元に戻って来た。また逆に新しい行事（もちつき、ハロウィン）も生まれて来た。この方式を市内全体に広めれば高齢者の生きがい作り・社会貢献と子育て支援、地域の繋がりと良い方向に向かっていくのではと考えるがどうか？

回答:役員の手不足の問題を解消するために、浅間台地区などでは事務区の役員OBが子ども会の役員に就くなどの方法により、親の負担を軽減させている事例があると伺っている。上尾市子ども会育成連合会でも、理事会等でこのような事例をもとに、事務区の役員OBに子ども会の役員として協力してもらったらどうかと呼びかけをしている。このような子ども会と事務区との連携は、会員数の減少に歯止めをかけ、さらに高齢者の生きがい作り・社会貢献と子育て支援に役立ち、地域の繋がりに良い効果をもたらすことと考えている。

子どもの数が減って、スポーツ少年団、ボーイスカウト等子どもの取り合いの様相があります。スポーツ少年団があるから子ども会は要らないという意見の方もいますが、私はそうは思いません。子ども会は地域の組織だからです。地域の大人と子どもが繋がる大事な組織で、今後も地域のシニアの方と繋がりをしながら継続して欲しいと考えます。益々進む少子高齢化社会。我が国は世界に類を見ない長寿社会を迎えています。会社を定年後20年近くあります。自分の趣味等で有意義な時間を満喫する一方で、その一部を社会貢献の為に尽くしたいという方も少なくないと思っています。社会貢献を子育て支援へと結びつけたいと考えます。市のどこかが中心となってシニア世代の社会貢献と子育て支援へと結びつける政策を迅速に進めてもらいたいと考えます。

< II > 「新図書館と若者自立支援ルームについて」

- (1) 新中央図書館の構想は現在どのような段階にあって、今後の建設スケジュールはどうなっているのか？

回答:現在、市民懇話会の意見を参考とし、上尾市中央図書館基本構想を策定した。また、候補地の用地測量を実施した。今後の建設スケジュールは、平成27年度基本設計、平成28年度以降、順次実施設計・用地取得・建設工事を予定し、最短で平成31年度オープンを予定している。

- (2) 市の公共施設マネジメントの必要性とその方針は？

回答:公共施設マネジメントは、市が設置する公共施設について、経営的視点から施設の質と量の最適化を図る取り組みである。市は、厳しい財政状況の中、公共施設の老朽化と一斉更新という課題に直面しており、こうした取り組みが必要不可欠であると考えている。

- (3) 新図書館が建設された場合に現在の図書館（上町）はどうなるのか？

回答:現本館の活用に関しては、上尾市図書館サービス計画や今後策定される公共施設マネジメントの中で総合的に検討していく。

- (4) 新中央図書館は上平公園付近との事。市民の中に中央図書館というには遠すぎるとの声を多く聞く。車を持たない層（特に高齢者）には便が悪いと思われるが対策は？こういう声の中でも名称は「中央図書館」なのか？

回答:候補地が北上尾駅から徒歩18分程度の位置にあり、上尾駅から路線バスも運行されている沿線に位置している。今後、市内循環バス・ぐるっとくんを含め運行ルートや運行時刻などを検討していく。「中央図書館」の名称は、図書館網の中核施設と考えているが、あくまで仮称で今後検討していく。

- (5) 新図書館には、若者支援や生涯学習という観点から学習室の併設が必要と考えるが市の考えは？

回答:閲覧・学習スペースの拡大は重要なめざす機能の一つなので、ゆったりと学習や閲覧ができる座席数を確保し、滞在性のある施設の充実を図っていく。

- (6) 浅間台地区では浅間台囃子連があるが、上尾市内ではどのような伝統芸能があり、その大切な無形文化財をどのように守ろうとしているのか？

回答:市指定文化財として、畔吉の万作踊りとささら獅子舞、藤波地区のささら獅子舞と餅つき踊り、堤崎の祭囃子が伝承されている。市登録文化財としては、浅間台囃子連のほか15地区で祭囃子が伝承されている。上尾市では、これらの無形民俗文化財について、用具の修繕や新調等の際に予算の範囲内で補助し、保存と活用の措置を講じている。

(7) **新図書館ではこのような伝統芸能を守る団体が利用できるような部屋を創設してはどうか？**

回答:「伝統芸能を守る団体が利用できる部屋」だが、現在、郷土資料スペースの充実や多目的室は検討しているが、内容が音楽室のような部屋は、現段階では考えていない。

(8) **上尾市での「不登校・ひきこもり」の若者のための居場所は、現在、障害者生活支援センター「杜の家」で月1回のボランティアで行われている「どこでもドア」だけである。ここではひきこもりの親の交流会も開かれている。家に閉じこもる子どもと親が離れる事ができる時間、親同士が悩みを話せる場が月1回ではなく、もっと必要だと思うが見解は？**

回答:今年度より子ども・若者相談センターの相談業務が始まり、社会生活を営むことに困難を抱える子ども・若者を孤立させずに、社会との接点を維持させることができる居場所を確保することが課題として浮かび上がってきた。同じような悩みを抱える者同士が集える居場所があることで、自立への一歩を踏み出す事につながるものと考え。

(9) **「不登校・ひきこもり」の若者のための居場所やゆるやかな就労支援のための若者自立支援ルームを新図書館に併設するか、現在の図書館に作ってはどうか？**

回答:新中央図書館と異なる機能を持つ施設の複合化は難しいと考えるが、今後計画される図書館の「青少年スペース」におけるグループ学習や、図書資料を有効に利用して頂き、若者の自立支援に役立てて頂きたい。

(10) **不登校・ひきこもりの若者は市内に何人程いるのか？また将来について非常に不安を感じるが、市の認識は？また展望は？**

回答:内閣府が平成22年に実施した「ひきこもりに関する実態調査」から得られた割合をもとに推計される市内の15歳から39歳までのひきこもりの数は1,166人となる。ひきこもりが長期化すると家庭が疲弊し、見過ごしていると社会全体が弱体化すると認識している。引きこもりの若者に対し、一番身近な地域社会が互いに連携、協力をし、確かな雇用につなげる方策が必要と考えている。

<III> 「中学校教諭勤務時間問題について」

(1) **中嶋哲彦・名古屋大教授(教育行政)「勤務時間が過剰に長いと授業の質に影響する上、病気休職者の増加につながり、非常に問題だ」と指摘する。市内の教員の病気休職の数とその近年の増減は？勤務超過との関係は？**

回答:市内中学校教諭の病気休職者の数は、平成23年度4名、24年度2名、25年度1名、26年度3名。現在、休職中の者は、精神疾患2名、疾病1名で勤務時間との関係は特にないと思われる。

(2) **中学校教諭の顧問はどのような位置付けになっているのか？**

回答:部活動の顧問は、校務分掌に位置付けられており、全教員が指導にあたっている。

(3) **新聞記事によると部活動の時間が勤務時間を長くしている原因と書かれているが、上尾市内中学校の部活動の時間はどうなっているのか？**

回答:各学校では、活動時間を日没を目安として決めており、夏季の活動時間は、概ね2時間、冬季は概ね1時間となっている。

(4) **公立の学校と私立の学校はその役割、目的が違うと思う。公立の中学校は生徒の健全な発達を促す事が主で勝利至上主義に陥って特定の生徒だけが重要視され、それ以外の生徒が排除されたりする事がないようにすべきと考える。また公立の中学校は私立と違うので地域に根差した部活動であるべきと考えるが教育委員会の考えは？**

回答:部活動については、生徒の健全な育成に資するものであり、この意義を十分に踏まえ、地域や学校の実態に応じて行うべきものと考えている。

(5) **長野県教委が設置した有識者会議では、勝利至上主義に偏らない生徒の自発的な活動を促す指導を求め、(1)週に2日は休養にあてる(2)平日の練習は放課後の2時間程度が適切(3)休日の練習は午前、午後にわたらない(4)朝練は原則として行わない等を提言した。上尾市ではこの(1)～(4)の提言はどのようになっているのか？**

回答:休養日は、各学校が生徒や教員の負担にならないよう週1回の休養日を設けるようになっているが、部活動によって差異がある。休日は一部の部活動で練習試合で長時間にわたる事があるが、多くの部活動は2～3時間程度となっている。朝練習は各学校で判断し行う場合には無理のない時間帯で行っている。

(6) **部活動の負担を軽減する方策として名古屋市では、「外部顧問」制度を導入しているとの事。上尾市でも検討してはどうか？**

回答:本市においては、平成14年度から部活動指導員を配置しており、今年度は市内の全中学校に、45名を配置している。

(7) **部活動指導員に休日等の練習や試合の引率は可能なのか？**

回答:土、日などの休日の練習や引率については、必ず顧問が行っており、部活動指導員は、顧問とともに練習や引率を行い、単独で引率を行うことはできない。

上尾市の部活動指導員と名古屋市の外部顧問は制度が違う。日曜日の休日出勤、自分がその種目のオーソリティで趣味と実益を兼ねているなら苦にはならないが、引き受け手がない部を持った人が休日出勤を強いられるのでは負担の軽減にならない。名古屋市の「外部顧問」は市教委委嘱の非常勤特別職として休日等の単独指導が可能で小中学校体育連盟主催の大会の引率・指導・監督もできる。例えば退職された教員の方に全て委託する。すっかり任せてしまえば、休みに教員が出勤することなく、若い先生は自分の子育てに専念できたり、年配の先生は介護の時間に振り向けたりする事ができる。そうすれば退職後の生きがいがいくつくりにもなると思う。

(8) **職員の研修はとても大切だと考えるが、研究発表が教員の超過勤務につながっていないのか？**

回答:教育委員会では、掲示物をデジタル化したり、研究発表会で配布する資料の簡素化を行ったりするなど、指導している。

<IV> 「ヘイトスピーチ(憎悪表現)に反対しその根絶と社会的マイノリティーへの差別を禁止する法整備を求める意見書」の提出者(文面作成)になりました。他会派、新生クラブ―箕輪議員、公明一道下議員、共産―平田議員に賛同者の署名を得て、全員の賛成を得て全会一致で可決されました。文面は以下のとおりです。

さる7月8日、大阪高等裁判所は、在日韓国・朝鮮人に対するいわゆるヘイトスピーチ(憎悪表現)を行った団体及びその構成員らに対し、これらの行為を差し止める判決を一番に引き続いて言い渡した。

また、国連人種差別撤廃委員会は8月29日、日本政府に対して、ヘイトスピーチ問題に毅然と対処し、法律で規制するよう勧告する最終見解を公表した。

そこでは、在日韓国・朝鮮人への差別的デモ・集会をする団体によるヘイトスピーチの蔓延、政治家・公人によるヘイトスピーチが報告されたこと、メディアでのヘイトスピーチの広がりなどについて懸念が表明されている。さらにそうした行為が適切に捜査・起訴されていないことも懸念点だとしている。ヘイトスピーチを規制する事が他の良心的団体の抗議する権利を奪う事の無いように配慮しながら、一刻も早く人種差別撤廃委員会の勧告を誠実に受け止めて戴く事を切に望むものである。ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティーへの差別を禁止する新たな法整備がされることを、上尾市議会として強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。